

# アルコール健康障害対策基本法案骨子(案) 2012年11月14日

## 第1 立法の趣旨

### 1 立法の動機

アルコール健康障害が、本人の健康をむしばむのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いこと。

### 2 立法の内容・目的

アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健康の保護を図るとともに、安心して暮らせる社会の実現に寄与すること。

## 第2 定義

アルコール健康障害とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいうこと。

## 第3 基本理念

### 1 予防対策及び支援の実施

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有する者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

### 2 関連施策との有機的な連携

アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害が自殺、虐待、暴力、飲酒運転等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するよう、これらの問題に係る施策との有機的な連携を図ること。

## 第4 責務

### 1 国の責務

アルコール健康障害対策を総合的に策定・実施すること。

### 2 地方公共団体の責務

国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じたアルコール健康障害対策を策定・実施すること。

### 3 酒類の製造又は販売を行う事業者の責務

- (1) 酒類の製造又は販売(飲用に供することを含む。以下同じ。)を行う事業者は、国・地方公共団体のアルコール健康障害対策に協力するよう努めること。
- (2) 酒類の製造又は販売を行う事業者は、酒類の製造又は販売に際して、アルコール

健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することのないよう努めること。

#### 4 医師その他の医療関係者の責務

- (1) 国・地方公共団体のアルコール健康障害対策に協力するよう努めること。
- (2) アルコール健康障害に係る良質かつ適切な医療を行うよう努めること。

#### 5 健康増進事業実施者の責務

国・地方公共団体のアルコール健康障害対策に協力するよう努めること。

#### 6 国民の責務

アルコール関連問題(アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる自殺、虐待、暴力、飲酒運転等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めること。

### 第5 アルコール関連問題啓発週間

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるための「アルコール関連問題啓発週間」を設けること。

### 第6 基本計画等

#### 1 国の基本計画

- (1) アルコール健康障害対策の推進に関する基本計画を策定すること。
- (2) 基本計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の時期を定めること。
- (3) 基本計画を策定したときは、国会報告及び公表を行うこと。
- (4) 適時に、(2)の目標の達成状況を調査し、公表すること。
- (5) 基本計画については、アルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには変更すること。

#### 2 都道府県計画

都道府県におけるアルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定すること。

### 第7 基本的施策

#### 1 教育・学習等

国民がアルコール関連問題についての関心と理解を深めることができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場における教育・学習の振興及び広報活動等を通じた知識の普及のため、必要な施策を講ずること。

#### 2 不適切な飲酒の誘引の防止

酒類の表示、広告その他販売の方法について、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することとならないようにするため、必要な施策を講ずること。

#### 3 健康診断・保健指導

アルコール健康障害の発生の予防に資するよう、アルコール健康障害に係る健康診断及び保健指導を推進するため、必要な施策を講ずること。

#### **4 医療提供体制の整備**

アルコール健康障害に係る医療について、一般的な診療において行われるものを含めたアルコール健康障害の進行を予防するための節酒指導及びアルコール依存症の専門的な治療を受けさせるための指導の充実、一般的な診療を行う医療機関と専門的な医療機関との連携の確保、アルコール依存症に係る専門的な治療及びリハビリテーションの充実その他の必要な施策を講ずること。

#### **5 関連する問題を起こした者に対する教育指導等**

アルコール健康障害に関連して自殺、虐待、暴力、飲酒運転等の問題を起こした者に対し、当該者に係るアルコール関連問題の状況に応じた教育指導等を推進するため、必要な施策を講ずること。

#### **6 社会復帰の支援**

アルコール依存症にかかった者の円滑な社会復帰に資するよう、就労支援その他の支援を推進するため、必要な施策を講ずること。

#### **7 相談支援**

6のほか、アルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族に対する相談支援を推進するため、必要な施策を講ずること。

#### **8 民間団体に対する支援**

アルコール依存症にかかった者が互いに支え合ってその再発を予防するための活動その他のアルコール健康障害対策に関する自発的な活動を行う民間の団体に対する支援を行うため、必要な施策を講ずること。

#### **9 人材の確保等**

医療、保健、福祉、教育、矯正等に関する業務に従事する者について、アルコール関連問題に関し十分な知識を有する人材の確保・養成を図るために必要な施策を講ずること。

#### **10 調査研究の推進**

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防並びに治療の方法に関する研究、アルコール関連問題に関する実態調査その他の調査研究の推進のため、必要な施策を講ずること。

### **第8 アルコール健康障害対策推進会議**

#### **1 関係行政機関の連絡調整**

厚生労働省、文部科学省、財務省、法務省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成するアルコール健康障害対策推進会議を設け、アルコール健康障害対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うこと。

#### **2 関係者の意見の反映**

厚生労働省、文部科学省、財務省、法務省及び警察庁はアルコール関連問題に関し専門的知識を有する者、アルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者等によって構成するアルコール健康障害対策関係者会議を設け、1の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くこと。

## 第9 検討

この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。